

市第66号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「使用し、又は」を削り、「市長（第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第9条第1項及び第3項並びに第14条において同じ。）」を「第5条第1項又は第2項に規定する指定管理者（第3号及び次条ただし書において「指定管理者」という。）」に改め、同条ただし書中「使用又は」を削り、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第3条中「使用期間又は」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「別表第1」を「次」に改め、「次に掲げる」を削り、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号」を「前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる公会堂の同項各号」に、「別表第2の2」を「別表第2」に改め、同条第7項中「別表第2の2」を「

別表第 2」に、「第16条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改め、同条第 8 項中「別表第 2 の 2」を「別表第 2」に改める。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「使用者又は」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「使用者又は」及び「使用又は」を削り、同条第 3 項中「使用者又は」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条第 2 項中「別表第 5」を「別表第 4」に改め、同条を第 9 条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「使用又は」及び「使用者又は」を削り、同条を第12条とする。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、「使用者若しくは」、「使用者の使用目的若しくは」及び「使用若しくは」を削り、同条第 3 号中「第 2 条但書」を「第 2 条ただし書」に改め、同条を第 13 条とする。

第15条の見出し中「使用者等」を「利用者」に改め、同条中「使用者又は」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表第 1 とし、別表第 2 の 2 を別表第 2 とする。

別表第 3 中「第16条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改め、同表横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

横浜市開港記念会館指定管理者選 定委員会	横浜市開港記念会館の指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
-------------------------	--

別表第 4 を削る。

別表第 5 中「第10条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同表横
浜市西公会堂の項の次に次のように加える。

横 浜 市 開 港 記 念 会 館	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1 日につき	9,500	11,400
		入場料等を徴収 する場合	同	19,000	22,800
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は 1 台 、1 日につき		6,000	

別表第 5 備考 1 中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23
年法律第 178 号）」を加え、同表を別表第 4 とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条た
だし書の改正規定（「但し」を「ただし」に改める部分に限る。
）、第14条第 3 号の改正規定、第15条ただし書の改正規定及び別
表第 3 横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次の
ように加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行す
る。

（準備行為）

- この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜
市開港記念会館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、

この条例の施行前においても行うことができる。

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正)

- 3 横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める

。

提 案 理 由

横浜市開港記念会館について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公会堂条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（許可）

第2条 公会堂を_____利用しようとする者は、第5条第1項又は第2項に規定する指定管理者（第3号及び次条ただし書に条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務において「指定管理者」という。）を同項又は同条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第9条第1項及び第3項並びに第14条において_____の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、_____利用を許可しない。

（第1号及び第2号省略）

(3) その他指定管理者が必要と認めたとき。
市長

（期間）

第3条 公会堂の_____利用期間は、引き続き3日（横浜市金沢公会堂の多目的室を展示を目的として利用する場合にあっては、7日）を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。
但し 市長

（指定管理者の指定等）

第5条 次_____に掲げる公会堂の管理に関する_____業務は、別表第1地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第1号から第3号まで省略）

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる公会堂の同別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号

項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるスポーツセンター（横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）第1条に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務又は別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第1項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

（第3項から第6項まで省略）

- 7 市長は、別表第2の左欄に掲げる公会堂以外の公会堂について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第15条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。
- 8 市長は、別表第2の左欄に掲げる公会堂について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地区センター条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かな

ければならない。

(使用料)

第 8 条 第 2 条の規定により公会堂の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、別表第 4 の範囲内で市長が定める。

3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収し、又は主として営利を目的とするときの使用料額は、前項に規定する使用料の 10 割増の範囲内で市長が定める。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、前 2 項に規定する使用料の 3 割増の範囲内で市長が別に定める使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

5 使用当日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日であるときは、前各項に規定する使用料の 2 割増とする。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

6 市長は、公益その他を目的とするもので、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

7 既納の使用料は返還しない。但し、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第 8 条 第 2 条の規定により利用の許可を受けた者（以
第 9 条 使用者又は

下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けて、特別の設備をすることができる。

2 使用者又は利用者は、前項に規定する設備をしたときは、使用
又は利用後、直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

3 使用者又は利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者、市長は当該義務者に代わって執行し、その費用を当該義務者から徴収する。

(利用料金)

第9条 (第1項省略)
第10条

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第3項及び第4項省略)

(利用料金の減免)

第10条 (本文省略)
第11条

(利用料金の不返還)

第11条 (本文省略)
第12条

(損害の賠償)

第12条 使用又は利用中に、建物又は附属設備及び器具等を破損し

、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、使用者又は利用者は、市長の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消等)

第13条 指定管理者は、利用者又は使用者若しくは

利用者の利用者の利用目的に応じて入館した者等が、次のいずれ

横浜市泉公会堂

横浜市瀬谷公会堂

別表第 1 (第 5 条第 2 項)
別表第 2

(表省略)

別表第 2 (第 5 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項)
別表第 2 の 2

(表省略)

別表第 3 (第 5 条第 7 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市神奈川公会堂指定管理者選 定委員会	横浜市神奈川公会堂の指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
横浜市開港記念会館指定管理者選 定委員会	横浜市開港記念会館の指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
(省 略)	

別表第 4 (第 8 条第 2 項)

名 称	種 別	使 用 料 (1 日を単位とする。)
横浜市開港記念会館	会 議 室	円 6,000
	講 堂	20,500
	附 属 設 備	6,000

別表第 4 (第 9 条第 2 項)
別表第 5 (第 10 条第 2 項)

	利 用 料 金
--	---------

種 別		単 位	平 日	日曜日、 土曜日及 び休日	
(省 略)					
横 浜 市 西 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	8,300	9,960
		入場料等を徴収 する場合	同	16,600	19,920
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000
横 浜 市 開 港 記 念 会 館	会 議 室	<u>入場料等を徴収 しない場合</u>	<u>1日につき</u>	<u>9,500</u>	<u>11,400</u>
		<u>入場料等を徴収 する場合</u>	同	<u>19,000</u>	<u>22,800</u>
	講 堂	<u>入場料等を徴収 しない場合</u>	同	<u>29,000</u>	<u>34,800</u>
		<u>入場料等を徴収 する場合</u>	同	<u>58,000</u>	<u>69,600</u>
	<u>附 属 設 備</u>		<u>一式又は1台 、1日につき</u>		<u>6,000</u>
(省 略)					

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号

）—第3条に規定する休日をいう。

（2及び3省略）

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第4条 （第1項から第7項まで省略）

8 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市公会堂条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第15条第1項第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。